

石岡市監査委員交際費支出基準及び公表に関する要綱

令和5年1月12日

監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、石岡市監査委員交際費（以下「監査委員交際費」とする。）の支出及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 監査委員交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

(支出区分及び支出額)

第2条 監査委員交際費の支出区分、支出範囲及び支出金額等は、別表に定めるところによる。

(支出状況の公表)

第3条 監査委員交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、当月分を翌月15日までに石岡市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

支出区分	支出範囲		支出金額等
弔 慰	監査委員	本人	香典 10,000 円
		親族	香典 5,000 円
	前監査委員	本人	香典 5,000 円
その他	上記のいずれにも属さない場合で、 監査業務の円滑な執行上、監査委員が 特に必要と認めるものに係る支出		相当額

備考 親族とは、配偶者、1親等の血族及び同居の1親等の姻族をいう。